

温泉法第 3 条における掘削許可について

1. 現状について

①温泉法第 3 条について

(土地の掘削の許可)

第3条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

【趣旨】

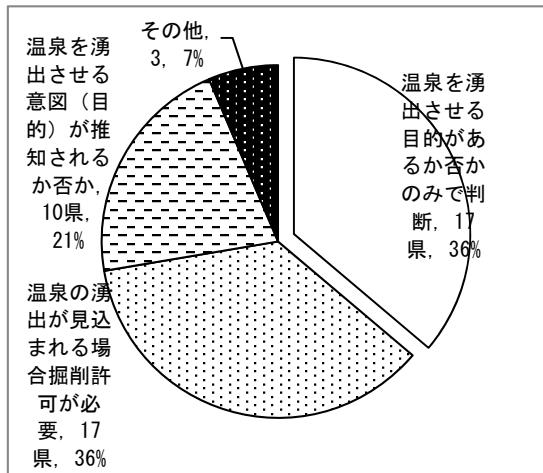
土地を掘削する行為は、特段の法令等による規制が存在しない限り、私人が自由に行える行為である。しかしながら、温泉は国民の保健休養上、極めて貴重な資源であるので、本条を設けることで、濫掘による温泉源の損壊を防止しようとした。

②「温泉をゆう出させる目的の掘削」とは

温泉法第 3 条は、「温泉をゆう出させる目的」と記載しているのみであり、ゆう出後の使用形態については問うていない。つまり、浴用に使用するために温泉を掘削するという事は、あくまで掘削後にゆう出した温泉をどう使用するかといったことに他ならない。そのため、温泉をゆう出させる目的の掘削とは、掘削行為を行い何らかの方法で温泉を地上へゆう出させることといえる。

③都道府県の運用

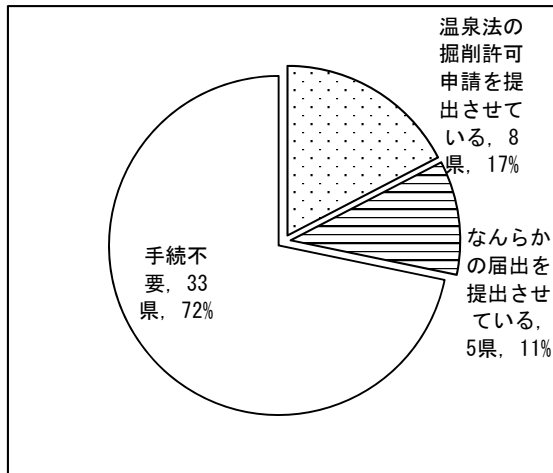
環境省では今後の方針を検討するに際して、平成 25 年 7 月に各都道府県に直近 5 年程度の温泉法第 3 条の運用に関するアンケートを行った。



問：温泉法第 3 条の掘削許可申請が必要な場合の各都道府県の回答

- 温泉をゆう出させる目的があるか否かのみ… 17 県
- 温泉のゆう出が見込まれる場合もしくは温泉をゆう出させる意図（目的）が推知されるか否か… 27 県

○その他（温泉をゆう出させる意図があり、温泉を利用する意図がある場合等）
… 3 県



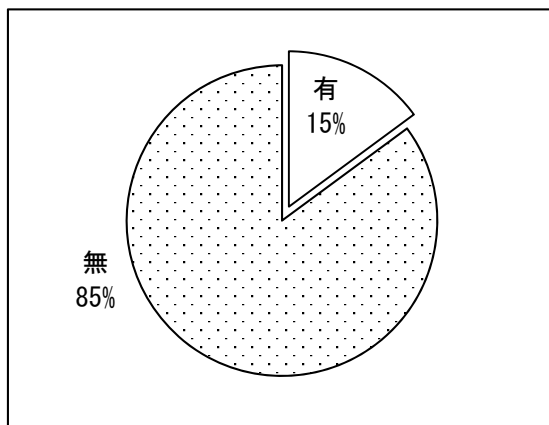
問：「温泉の湧出が見込まれる場合」であっても、工作物の設置や鉱物・土石類の採掘などの他目的掘削については、掘削許可は一義的には不要であるが、具体的に他目的掘削をどのように処理しているのか。

○温泉法の掘削許可申請を提出させている… 8 県

○なんらかの届出を提出させている… 5 県

○手続不要… 3 3 県

*注：回答にあたっては、工作物の設置や鉱物・土石類の採掘であれば手続不要という回答が見受けられたため、工作物設置、鉱物・土石類以外のものを目的とした質問の場合でも同様の回答が得られるかは不明。



問：温泉法上における他目的掘削が行われる場合において、何らかの形での届出等を求めているか否か。

○届出等が必要… 7 県

○届出等は不要… 4 0 県

・届出等を必要としている根拠：
要綱、事務処理要領等

※要綱例：保健所長は、温泉地区内又はその周辺において、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削しようとする者（以下「土地掘削者」という。）に対し、土地掘削届出書の提出を求めるものとする。ただし、地下水採取以外の目的で行う公共事業及び施設の建築工事等のため土地を掘削しようとするときは、この限りでない。

問：地方自治体において、事前の相談がなされたうえで、他目的掘削として温泉法上の掘削許可が不要であるとした具体的な掘削目的について教示ください。

水井戸（飲用/工業用等）、工作物設置・施設整備、鉱物等採掘、携帯電話基地、火山・地震観測井戸、構造試錐井、地中熱用井戸等

2. 温泉法第3条に基づく掘削許可が不要な類型化について

(たたき台)

温泉をゆう出させる目的のない土地の掘削については、温泉法第3条に基づく都道府県知事の許可は不要である。

一例として、下記のような掘削が考えられる。なお、温泉法上の許可等が不要な場合であっても他法令等において規制がなされていることもある。

- ① 地下水採取を目的とした水井戸の掘削
- ② 地質・地熱構造の調査を行うための掘削（※）
- ③ 鉱物・土石類の掘削
- ④ ダム・トンネルその他工事に伴う掘削
- ⑤ 地中熱利用のための掘削
- ⑥ 地熱発電に供した温水を地中に戻すための井戸の掘削

※地質・地熱構造の調査を行うための掘削とは、地震観測や地質サンプルの採取等を行うための掘削である。

地熱発電所建設に向けた調査段階において掘削された井戸を発電用等に供するための井戸として使用する場合（以下「転用」という。）がありうる。このような場合であっても、当該井戸を掘削しようとする段階において、土地を掘削しようとする者が温泉をゆう出する目的を有していなければ温泉法第3条の掘削許可申請は不要である。ただし、掘削しようとする段階において、転用する意思がある場合は、温泉をゆう出する目的を有していると考えられるので温泉法の掘削許可が必要である。

3. 温泉資源の保護に対する措置について

温泉法は第3条において温泉の掘削を都道府県知事の許可制としているものの、同法第4条で示す不許可事由にあたらぬ場合には、都道府県知事は掘削許可をしなければならないこととなっている。そのため、温泉法では温泉を使用段階もしくは温泉のゆう出を目的としない掘削（以下「他目的掘削」という）においてゆう出した温泉に対しての措置が定められている。

（温泉の採取の制限に関する命令）

第12条 都道府県知事は、温泉源を保護するため必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

【趣旨】

温泉源は無尽蔵なものではないから、これを過度に採取すれば温泉のゆう出量が減少し、将来温泉源が枯渇することになりかねない。そのため、その使用形態に関わらず、都道府県知事は温泉源を保護するために必要があると認められるときは温泉の採取の制限を命ずることができる。

（他の目的で土地を掘削した者に対する措置命令）

第14条 都道府県知事は、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地が掘削されたことにより温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

【趣旨】

温泉の掘削は、温泉源になんらかの支障を及ぼす可能性があり温泉法第3条において都道府県知事による許可が必要であるとされている。しかしながら、他目的掘削により温泉のゆう出量等に著しい影響を及ぼす場合があるため、公益上必要があると認められる場合は、影響防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるとしたものである。

影響の度合については、個々の温泉毎にそのゆう出量、温度又は成分が異なっており一律に定めることはできないため、日常のモニタリング等を通じて源泉の状態を確認しておくことが重要である。